

2022年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：民法（配点：120点）

### 注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で3ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。  
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、  
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆（HBかB）、シャープペンシル（B）、黒ボールペン又は  
万年筆（黒インク）を使用すること。

(民法)

第1問

以下の【事実】を前提として、後掲の間1ないし間3に答えなさい。なお、各間は相互に独立した問題である。

(配点：70点)

【事実】

2021年5月1日、Aは、自らの所有する土地（甲）の利用方法につき、A宅で自らの子Bと相談していた。相談後、Bは、甲の登記識別情報を記した書面等の重要書類の入ったファイルボックスを、Aが気づかないうちに無断でB宅に持ち帰った。

同年7月10日、Bは、Aの代理人と称して、Cとの間で、甲をCに売却する契約（以下「本件第一売買契約」とする）を締結し、また同契約に基づいて、売却代金1000万円をCから受け取り、A宅から持ち帰ったファイルボックス中にあった重要書類を用いて、登記名義をAからCに移転した。なお、本件第一売買契約締結時、BはAに無断で委任状を作成し、これをCに呈示していた。

同年8月1日、Aは、知人Dとの間で、甲をDに売却する契約（以下、「本件第二売買契約」とする）を締結した。本件第二売買契約では、引渡しはDが同年10月末までに代金の半額を弁済するのと引き換えに行われ、登記名義の移転はDが同年12月末までに代金の残額を弁済するのと引き換えに行われることとされた。

問1 2021年10月7日、Dは、Aに対して、本件第二売買契約に従って代金の半額を弁済し、これを受けてAはDに甲を引き渡した。これを知ったCは、同月14日、Dに対して、甲の引渡しを求めた。Cの請求が認められるかどうかを検討しなさい。なお、AもDも、本件第一売買契約の存在を知らなかったものとする。

問2 2021年10月7日、Aが死亡し、BがAを単独で相続した。同月14日、Cは、Bに対して、本件第一売買契約に基づき、甲の引渡しを求めた。しかしBは、同契約が無権代理に基づくものであったことを理由として、甲の引渡しを拒絶した。同月21日、Dは、Bに対して、本件第二売買契約に従って代金の半額を弁済し、これを受けてBはDに甲を引き渡した。これを知ったCは、同月28日、Dに対して、甲の引渡しを求めた。Cの請求が認められるかどうかを検討しなさい。なお、AもDも、本件第一売買契約の存在を知らなかったものとする。

(民法)

問3 2021年10月7日、Aが死亡し、Aの妻であるEが、Bと共に、Aを相続した。同月14日、Dは、BおよびEに対して、本件第二売買契約に従って代金半額の弁済を提供した上で、甲の引渡しを求めた。Bは、Eに対して、本件第一売買契約の存在を説明してDの請求を拒むように求めたが、本件第二売買契約の存在をAから知らされていたEは、Dの請求に応じるのがAの遺志に沿うとしてBの求めに応じず、BもEの説得を断念した。同月21日、BおよびEは、Dからの本件第二売買契約に基づく代金半額の弁済を受け、これと引き換えに甲をDに引き渡した。これを知ったCは、同月28日、Dに対して、甲の引渡しを求めた。Cの請求が認められるかどうかを検討しなさい。なお、AもDも、本件第一売買契約の存在を知らなかったものとする。

(民法)

第2問

次の問1および問2に答えなさい。なお、各問は相互に独立した問題である。

(配点：50点)

問1 Aはある年の2月1日にBと売買契約（以下、「本件売買契約」とする）を締結し、売買代金の支払期日は同年4月1日と取り決められた。Aは、同年3月1日、売買代金債権（甲債権）をCに譲渡した。Aは同日その旨の通知を行い、翌3月2日に通知はBに到達した。

Bは、同年3月29日に本件売買契約に基づきAから目的物の引渡しを受けたが、この目的物に欠陥があったため、同年4月2日にこれをAに返還し、代替物の引渡しを求めた。しかし、Aからの履行はなされなかったため、Bは同年4月20日にAに対し本件売買契約の解除の意思表示を行い、Cに対しても同日、本件売買契約を解除した旨を連絡した。

同年5月1日、CはBに対し、甲債権の履行を請求した。この請求は認められるか。なお、Bによる本件売買契約の解除は、有効になされたものとする。

問2 Aが所有する牛を放牧していたところ、B所有の牛のうちの一頭（甲）がAの牛の群れに紛れ込んだ。Aは、甲がA所有の牛であると勘違いして、他の牛とともに甲を飼育し続けていた。Bは甲を探していたが、ようやく行方を知るに至り、Aに甲の返還を求めた。AはBからの連絡により、甲がA所有の牛ではないことに初めて気づき、直ちに甲をBに返還した。Aによる甲の飼育は2年間に及んでおり、甲はBに返還される直前に子牛（乙）を生んでいた。乙は、現在もAが飼育を続けている。

この場合において、BがAに対し、乙も返還するよう求めたとする。Aはこれに応じなければならないか。また、AはBに対し、Aが甲のために支出してきた2年間分の飼育費用を請求することはできるか。

## <出題の趣旨等 2022年度 民法>

### [出題の趣旨]

第1問のうち、問1は、無権代理行為の効果に関する理解を、物権変動の局面において問う問題である。問2は、問1で確認した理解を、無権代理人が本人を単独で相続した事例を素材にして問う問題である。問3は、問1で確認した理解を、無権代理人が他の相続人とともに本人を共同相続した事例に即して問う問題である。いずれの問題も、基本的な知識と論述能力を試している。

第2問は、問1では債権譲渡における債務者の抗弁等に関する理解、問2では物及び占有権の効力に関する理解を問うている。いずれの問題も、基本的な知識と論述能力を試している。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

### [配点]

|            |
|------------|
| 第1問 (計70点) |
| 問1 25点     |
| 問2 30点     |
| 問3 15点     |
| 第2問 (計50点) |
| 問1 25点     |
| 問2 25点     |
| 合計 120点    |

### [採点基準]

#### ・第1問について

問1では、無権代理人Bの代理行為が無効(効果不帰属)であり、甲の所有権が本人Aから相手方Cに移転しないことを確認して、Cの請求の当否を適切に論じる必要がある。

問2では、無権代理人Bが本人Aを単独で相続した場合における、無権代理人Bによる追認拒絶の可否に検討を加えて、相手方Cの請求の当否を適切に論じる必要がある。

問3では、無権代理人Bが他の相続人Eとともに本人Aを共同相続した場合における無権代理行為の効果について、判例(最判平成5年1月21日)の理解を踏まえて、相手方Cの請求の当否を適切に論じる必要がある。

#### ・第2問について

問1では、主に、債権譲渡における債務者の抗弁に関する民法468条1項の適用に関して、事案に応じて適切に論じることが求められる。

問2では、物の果実の帰属及び占有物の管理に要する費用の負担に関する条文等について、事案に応じて適切に適用しそれを説明できることが求められる。

以上